

第288回

長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

令和4年6月8日(水)

於：県北振興局天満庁舎2階A会議室
(佐世保市)

第288回長崎県北部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和4年6月8日(水) 14時00分～15時25分
2. 通知年月日 令和4年6月2日(木)
3. 公示年月日 令和4年6月2日(木)
4. 公示の場所 総務文書課、各振興局並びに関係各市町と関係各漁協に公示の依頼を行った。
5. 開催場所 県北振興局 天満庁舎 2階 A 会議室 佐世保市天満町1-27
6. 出席委員 安永光幸、浦田和男、大久保照享、志水正司、吉浦英男、溝口悦雄、片岡一、山中兵恵、中山等、後藤正喜、豊増見喜雄、中原康壽、田添伸、萬屋隆則
7. 欠席委員 高平真二
8. 出席者 委員会事務局 琴岡局長、村瀬次長、前川係長、塩田書記
上利係長(壱岐駐在)
9. 議案
 - ・第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
 - ・第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)
 - ・第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
 - ・第4号議案 長崎県北部海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限」の発動要請について
 - ・第5号議案 県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について
 - ・その他 令和3管理年度(第7管理期間)におけるくろまぐろの漁獲実績について
令和4管理年度(第8管理期間)におけるくろまぐろの追加配分について
長崎県漁業調整規則の一部改正について

10. 議 事

開 会 14:00

(14時00分 開始)

事務局長

ただいまから、第288回 長崎県北部海区漁業調整委員会を開催いたします。
初めに、本日の出席委員についてご報告いたします。本日は、高平委員が欠席ですが、14名の委員が出席されていますので、本委員会は成立いたします。
それでは、はじめに山中会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

(挨拶)

事務局長

また、本日、議案およびその他の事項の説明のため、漁業振興課から市山課長補佐、石田主任技師、西村主任技師、漁港漁場課から山道係長が出席しております。
それでは、以降の進行を山中会長をお願いいたします。

会長

それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名します。
本日の議事録署名人は、「吉浦委員」と「萬屋委員」にお願いします。
本日の議題はお手元の資料のとおり、

- ・第1号議案 長崎県資源管理方針の変更について(諮問)
- ・第2号議案 長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について
(諮問)
- ・第3号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
- ・第4号議案 長崎県北部海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによる
いかの採捕の制限」の発動要請について
- ・第5号議案 県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について
また、その他として3件ございます。

・令和3管理年度(第7管理期間)におけるくろまぐろの漁獲実績について

- ・令和4管理年度(第8管理期間)におけるくろまぐろの追加配分について
 - ・長崎県漁業調整規則の一部改正について
- となっております。

それでは、第1号議案「長崎県資源管理方針の変更について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読)

説明につきましては漁業振興課からお願いします。

漁業振興課

(資料説明)

- ・国から数量明示されている「まあじ」、「まさば及びごまさば」にかかる規定改正
- ・当初配分時の県留保の規定新設
- ・県留保の配分規定の追加および改正

会長

ただいま説明がありましたが、何かご意見等はございませんか。

各委員

ありません。

会長

ご意見等もないようですので、第1号議案は諮問原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することに決定してよろしいか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第1号議案「長崎県資源管理方針の変更について」は、原案のとおり変更して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長 続きまして、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 (諮問文朗読)
説明につきましては漁業振興課からお願いします。

漁業振興課 (資料説明)
・令和4管理年度における「まさば及びごまさば」の漁獲可能量の当初配分の設定
・長崎県漁獲可能量:18,100トン、うち長崎県留保:1,000トン

会長 ただいま説明がありましたが。何かご意見等はございませんか。

各委員 ありません。

会長 他にご意見等もないようですので、第2号議案は諮問原案のとおり設定して差し支えない旨、答申することに決定してよろしいか。

各委員 異議なし。

会長 ご異議もないようですので、第2号議案「長崎県資源管理方針に関する知事管理漁獲可能量の設定について」は、原案のとおり設定して差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長 続きまして、第3号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、資料説明)

○県北振興局専決許可:「1そうびき船びき網漁業(相浦地区)」の新規許可にかかる制限措置等の公示内容(主な内容は、下記のとおり)

- ・漁業時期: 4月1日から9月30日まで
- ・許可又は起業の認可をすべき船舶等の数: 2
- ・申請すべき期間: 公示の日から令和4年6月30日まで
- ・許可の有効期間: 令和4年8月1日から令和9年7月31日まで

○本庁専決許可: 福岡県に住所を有する者が壱岐周辺海域において操業する「はえなわ式ふぐかご漁業」の新規許可にかかる制限措置等の公示内容について説明(主な内容は、下記のとおり)

- ・漁業時期: 9月1日から1月31日まで
- ・許可又は起業の認可をすべき船舶等の数: 5
- ・申請すべき期間: 公示の日から(公示日から1か月後の日)まで
- ・許可の有効期間: 令和4年9月1日から令和5年1月31日まで

会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見等はございませんか。

田添委員

操業区域を示す図面等を提示して欲しい。

事務局

(操業区域を図示した資料配布の上、補足説明)

会長

他にご意見等はございませんか。

各委員

ありません。

会長

他にご質問等もないようですので、県北振興局専決許可分と本庁許可分を分けて採

決します。

はじめに、県北振興局専決許可の「1そうびき船びき網漁業(相浦地区)」について、諮問原案どおり公示する内容及び申請すべき期間を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので県北振興局専決許可の「1そうびき船びき網漁業(相浦地区)」について、諮問原案どおり公示する内容及び申請すべき期間を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、本庁許可の「はえなわ式ふぐかご漁業(壱岐海域)」について、諮問原案どおり公示する内容及び申請すべき期間を定めて差し支えない旨、答申することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、本庁許可の「はえなわ式ふぐかご漁業(壱岐海域)」について、諮問原案どおり公示する内容及び申請すべき期間を定めて差し支えない旨、答申することに決定いたしました。

会長

続きまして、第4号議案「長崎県北部海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限」の発動要請について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

(諮問文朗読、資料説明)

○長崎県北部海区(壱岐市の地先海面を除く)における操業可能区域の追加

- ・区域(共同漁業権):北共第2号および第16号
- ・関係地区:当該漁業権の関係地区に住所を有する者
- ・操業期間:1月1日から12月31日まで

※本議案は遊漁者も対象とした委員会指示であるため、発動については、長崎県海面利用協議会への意見聴取が必要

会長 ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見等はございませんか。

各委員 ありません。

会長 他にご質問等もないようですので、第4号議案は原案をもって長崎県海面利用協議会の意見を聴くことにご異議ございませんか。

各委員 異議なし。

会長 ご異議もないようですので、第4号議案「長崎県北部海区漁業調整委員会指示「動力船を使用するつりによるいかの採捕の制限」の発動要請について」は、原案をもって長崎県海面利用協議会の意見を聴くことに決定いたしました。

会長 続きまして、第5号議案「県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 (協議分朗読)

説明につきましては、漁港漁場課からお願いします。

漁港漁場課

(資料説明)

- 令和4年度長崎県北部海区(壱岐地区)大型魚礁設置計画
 - ・郷ノ浦西沖合:網状構造体 7.5m×3基、かご状構造体 7.5m×3基

会長

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご意見等はございませんか。

各委員

ありません。

会長

ご意見等もないようですので、第5号議案は漁業調整上の支障はない旨、回答することにご異議ございませんか。

各委員

異議なし。

会長

ご異議もないようですので、第5号議案「県営魚礁の設置にかかる漁業調整上の支障の有無について」は、漁業調整上の支障はない旨、回答することに決定いたしました。

会長

続きまして、「その他」により、まず、「令和3管理年度(第7管理期間)におけるくろまぐろの漁獲実績について」および「令和4管理年度(第8管理期間)におけるくろまぐろの追加配分について」事務局から報告がありますので、お願いします。

事務局

(資料説明)

- 第7管理期間のくろまぐろ漁獲実績
 - ・小型魚:割当量 833.8トンに対し、実績 752.7トン、消化率 90パーセント
 - ・大型魚:割当量 181.7トンに対し、実績 179.6トン、消化率 99パーセント
- 第8管理期間のくろまぐろ追加配分を含めた長崎県漁獲可能量
 - ・小型魚 886.9トン、大型魚 184.6トン

会長

ただいま報告がありましたが、何かご質問等ございませんか。

各委員

ありません。

会長

引き続き、事務局から「長崎県漁業調整規則の一部改正について」報告をお願いします。

事務局

(資料説明)

○長崎県漁業調整規則の一部改正

・遊漁者が使用可能な漁具「やす」について、規定の明確化(「ゴム、ばねその他の発射装置を有するものを除く」を明記)

※あらためて8月に漁業調整委員会への諮問予定

会長

ただいま報告がありましたが、何かご質問等ございませんか。

各委員

ありません。

会長

ご質問等ないようですので、以上で事務局からの報告を終わります。他に何かございませんか。

各委員

ありません。

会長

他にご意見等もないようですので、これをもちまして、第288回長崎県北部海区漁業調整委員会を閉会します。

ご審議、ありがとうございました。

<閉 会>

閉 会 15:25

以上の議事に顛末を記載し、これと相違ないことを証するため、会長は、議事録署名人とともに押印する。

会 長 印

議事録署名人 印

議事録署名人 印